

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」

**開催等業務**

**プロポーザル実施要領**

**令和8年1月  
日本創生のための将来世代応援知事同盟**

この「プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)は、日本創生のための将来世代応援知事同盟(以下、「同盟」という。)が実施する「『日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし』開催等業務」(以下、「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者(以下、「参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務件名及び数量

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」開催等業務 一式

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和8年7月31日(金)まで

### (3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

### (4) 委託限度額

4,950千円以内(消費税及び地方消費税の額を含む)

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

## 2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格(以下、「参加資格」という。)の要件をすべて満たしている者であり、かつ、同盟から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者とし、代表者を定めた上で参加するものとする。その場合、同盟との契約の当事者は当該代表者とする。

### [参加資格の要件]

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 山梨県内に本社、支社、営業所またはこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、同盟の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者でありかつ、その住所が山梨県内であること。
- (5) この企画提案募集開始の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 山梨県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(11) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

### 3 プロポーザル手続き等に関する事項

#### (1) 担当課

山梨県高度政策推進局政策調整グループ(山梨県庁本館3階)

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

電話：055-223-1553 FAX：055-223-1776

電子メールアドレス：seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

#### (2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、山梨県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ(<https://www.pref.yamanashi.jp>)→「県政情報・統計→入札・公共事業関係」

##### 【交付資料】

資料1 プロポーザル実施要領(本書)

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

#### (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

##### ア 受付期間

令和8年1月13日(火)午後5時まで

##### イ 受付場所

山梨県高度政策推進局政策調整グループ(連絡先は上記「(1)担当課」を参照)

##### ウ 提出方法

【様式1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。

##### エ 回答方法及び期日

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、令和8年1月15日(木)までに電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。

#### (4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

##### ア 提出書類

- ・ 【様式2-1】参加資格確認申請書
- ・ 【様式2-2】誓約書
- ・ 【様式3】会社概要および過去3年間の類似事業の主な受託事業実績

##### イ 提出期限

令和8年1月22日(木)午後5時まで

**ウ 提出先**

山梨県高度政策推進局政策調整グループ（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）

**エ 提出方法**

上記「ア 提出書類」に記入の上、必要に応じて PDF に変換し、原則、電子メールにより提出すること。

**オ 確認結果**

参加資格の確認結果は、令和8年1月26日（月）までに電子メールにより通知する。

**カ 留意事項**

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

**(5) 参加資格の喪失**

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の開催日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

**(6) 企画提案書等の提出**

参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

**ア 提出書類**

資料3 「企画提案書作成要領」で定める書類

**イ 提出期限**

令和8年2月4日（水）【必着】

**ウ 提出先**

山梨県高度政策推進局政策調整グループ（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）

**エ 提出方法**

- ・ 持参または郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。

**オ 留意事項**

- ・ 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- ・ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記「1(4) 委託限度額」を超えないものとする。

**(7) 企画提案の無効**

上記「3(4)カ 留意事項」により参加資格が認められなかった者の企画提案および下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

- イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗)、第 93 条(心裡留保)及び第 94 条(虚偽表示)に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

#### (8) プロポーザル参加の辞退

- ア 上記「(4) 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、プロポーザル参加を辞退する場合は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の開催日の前日までに、【様式 4】「プロポーザル参加辞退届」を、山梨県高度政策推進局政策調整グループ(住所等は上記「(1) 担当課」を参照)まで持参又は郵送により提出すること。
- イ 上記アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降同盟が実施する他のプロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

### 4 受託候補者の選定方法等に関する事項

#### (1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、審査基準書（7 ページ参照）に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 (4) 委託限度額」の限度額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

#### (2) 企画提案選考委員会の開催

##### ア 開催日及び開催場所(予定)

###### 令和 8 年 2 月 5 日(木) 山梨県庁本館 2 階特別会議室

※ 開催日及び開催場所については、変更となる場合があることから、参加者に対し別途通知する(場合によりオンラインによるプレゼンテーションを実施する。)。

##### イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は認めないものとする。
- ・ プrezentation の実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の機材を使用する場合は事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。
- ・ プrezentation の順番は、上記「3 (4) 参加資格の確認」に掲げる書類の提出があった順とする。
- ・ プrezentation の時間は、1 者当たり 30 分(事前準備 5 分、説明 15 分、質疑応答 10 分)とする。ただし、都合により、1 者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

#### (3) 受託候補者の決定

ア 同盟は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。

受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 免除する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。  
ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、同盟と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

同盟は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を山梨県公式ホームページ上で公表する。

## 6 公正なプロポーザル実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがあることある。

## 7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が同盟に提出した書類(以下、「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。  
イ 提出書類は返却しない。  
ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続きの停止または契約の解除に係る費用補償について

手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

#### (4) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

[参考：本プロポーザルに関するスケジュール（予定）]

1月 5日(月)	公告
1月 13日(火)	「実施要領等に関する質問票」提出期限
1月 15日(木)	質問事項に関する同盟の最終回答期限
1月 22日(木)	「プロポーザル参加資格確認申請書」提出期限
1月 26日(月)	参加資格確認結果の通知
2月 4日(水)	「企画提案書」提出期限
2月 5日(木)	企画提案選考委員会
2月中旬	受託候補者決定

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」  
開催等業務委託 審査基準書

**1 審査基準書の位置づけ**

本審査基準書は、同盟が「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」関連行事実施業務委託の受託者を選定するための、プロポーザルの審査基準について記述したものであり、企画提案募集要項を補うものである。

**2 審査基準**

審査項目	評価基準	配点
実施方針	・事業の目的及び内容に対して知識・理解が十分にあるか。 ・業務に対する意欲が見込めるか。	20
企画提案 実施能力	【全般】 ・山梨県を印象付ける企画内容となっているか。 ・確実性があり、かつ効率的なものとなっているか。 ・役割分担及び人員体制が、業務を円滑に遂行できるものとなっているか。	10
	【山梨県 PR】 ・PR 事項について、全体として統一感のある PR 方法となっているか。 ・参加者へのおもてなし及び山梨県 PR の両面から効果的な取り組みとなっているか。 ・役割分担及び人員体制が、業務を円滑に遂行できるものとなっているか。	10
	【独自性】 ・事業の目的を達成するために有益な独自の提案がされているか。	10
	【記念撮影】 ・撮影場所は全天候を配慮したものとなっているか。	10
その他 提案 アピール	事業の目的を達成するために有益な独自の提案がなされているか。	10
業務遂行 能力	確実に業務遂行が可能な全体スケジュールとなっているか	10
	組織体制や人員などの実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制か。	10
価格	提案内容を実現するための経費が漏れなく計上されており、積算根拠・委託費総額等は妥当か。	5
	最も低い費用の提案者を5点とし、以下の計算式で点数を計算する。 点数=5×応募者中の最低価格／提案者の価格 ※小数点以下第1位を四捨五入	5
合計		100

**【採点基準】**

10：特に優れている 8：優れている 6：標準 4：やや劣っている 2：特に劣っている

**【様式 1】**

会社等名：  
担当部門：  
担当者：  
メールアドレス：  
電話：  
FAX：

**実施要領等に関する質問票**

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

**[留意事項]**

- ・ 令和8年1月13日(火)午後5時までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・ 原則として電子メールで送付のこと。  
(アドレス : seisaku@pref.yamanashi.lg.jp)
- ・ 1つの質問項目について1行使用のこと。

【様式 2－1】

令和 8 年 月 日

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット幹事

小俣 滋 様

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

## 参加資格確認申請書

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」開催等業務に係る  
プロポーザル参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「プロポーザル実施要領」の「2 参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 山梨県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、同盟の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和 3 年山梨県告示第 67 号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であり、かつ、その住所が山梨県内であること。
- (5) この企画提案募集開始の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 山梨県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 国税又は地方税を滞納していないものであること。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (11) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式2－2】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、日本創生のための将来世代応援知事同盟（以下「同盟」という。）が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が同盟と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和8年 月 日

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット幹事 殿

所在地

（ふりがな）

法人名

印

（ふりがな）

代表者氏名

（男・女）

代表者

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

## 【様式 3】

## 会社概要および過去 3 年間の類似事業の主な受託事業実績

商号又は名称			
代表者職氏名			
所在地			
設立年月日			
資本金			
直近の年間売上高			
従業員数			
業務内容			
会社の特色			
過去 3 年間の 類似事業の 実績	発注者	受注事業内容(受注年、受注内容)	
	山梨県関係		
	山梨県以外の 官公庁・公共団体		
	民間		
【本申請の窓口となる担当者名】			
所属	電話		
職	ファックス		
氏名 E-mail			

※ 既存の資料(会社パンフレット等)で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

※ 他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。

【様式4】

## プロポーザル参加辞退届

令和8年 月 日

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット幹事

小俣 滋 様

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」開催等業務に係るプロポーザルへの参加を表明し、参加資格確認申請書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印